



# 草津宿本陣休泊管見

## ～「大福帳」にみる～

草津市立街道文化情報センター

八杉 淳

### 東海道草津宿

草津は東海道、中山道、どちらの宿場でしょうか？。これは、草津宿は東海道の道筋にある宿場で、草津宿で中山道が合流するというのが正解でしょう。

つまり、江戸時代の『五駅便覧』なる史料によりますと、東海道は、これも論議のわかれどころではありますが、江戸より大坂まで、道法137里4町1間で「馬次五拾六ヶ宿」とあり、いっぽうの中山道は江戸より草津まで道法129里10町8間、「馬次六拾七次」と見えます。この史料からは、道のりとしては中山道の終点が草津であることは相違ないわけ

ですが、草津宿は中山道の宿駅とは数えられずに、東海道の宿駅として数えられていたのです。

その東海道の草津宿には、江戸期を通じて2軒の本陣が存在し、そのうちの1軒が今日も近世交通史を代表する遺構として残存しており、平成元年から平成8年春までの保存整備事業を終えて一般公開されています。

草津宿本陣の概要等については、すでにこの文化財シリーズ40において「草津本陣」のテーマで紹介されていますので、ここではその本陣の休泊記録について少し見てみることにします。



史跡 草津宿本陣外観

## 本陣の休泊資料

草津宿には2軒の本陣があり、いずれも「田中」姓を名乗っていました。本陣とは、江戸時代にあって、街道筋の宿駅におかれた大名や公家、幕府役人など貴顕の休泊施設で、その起源を室町幕府2代将軍足利義詮が上洛に際して、その旅宿を「本陣」と称したことによるとのことです。草津宿に2軒あったうち「田中七左衛門本陣」が現存する本陣で、休泊の記録を綴った「大福帳」や「宿札」などが残されています。

「宿札」は関札ともいい、休泊者の氏名を記した板製、もしくは奉書製のもので、現在調査・整理中ですが、その数、板製のものが約460点、奉書製のものが約2,900枚残されています。この「宿札」は、休泊者の名前を記し、本陣の玄関や宿の入口に掲げ、当日誰が草津宿に休泊しているかを明示したもので、一般には「細川越中守休」「毛利安房守宿」などと記されており、敬称は付けられていませんでした。この掲示の方法については、歌川広重の描く浮世絵「東海道五十三次・関」(保永堂版)の絵柄にも見えるように、竹に挟んで、その竹を土盛りしたところに立てて掲げていたようです。これらの草津宿田中

七左衛門本陣に残る「宿札」の詳細については、平成8年度中に報告書としてまとめられます。

いっぽう「大福帳」の方は、元禄5年(1692)から明治7年(1874)までの182年間にわたって残されています。

その182年間、毎年1冊が仕立てられ、182冊にのぼる膨大な本陣の経営記録です。この「大福帳」は宿帳に類するもので、その名称を「休泊控」や「宿帳」などとせず、本陣の経営全般に関わる帳簿として書きとどめられています。記載項目は、時期によって相違はあるものの、貸し付け金の控、金子の預かり・支払い、頼母子講・伊勢講などの講金、祠堂金書上げや奉公人貸し金、そして宿の通行や休泊に関わって、到来、御泊り、差宿、御通り、御家中御通りが記されています。これらは大別すると、本陣の運営に関わるもの、田中家に関わるもの、「町」に関わるもの3つに大別できるようです。こうした内容からすると、単なる「宿帳」といった呼称よりは、広義な意味合いを含めた「大福帳」の呼称を用いたと考えられます。

これらの「大福帳」についての分析は、今日までほとんどなされていないというのが現状です。

そこで、その「大福帳」の記載内容のなかから休泊にかかる一部紹介します。

「大福帳」の中で、休泊にかかる記事において、休泊者とその月日とともに、その脇に注記がなされたものが見受けられます。そこには、江戸時代が先例主義であったことも左右して、さまざまな出来事が書き加えられています。これは、おそらく後日のための覚書でしょう。

天保8年(1837)6月8日の



長州繁沢図書の宿泊や同年6月14日の長州毛利志摩の休憩に際し、本陣家で不幸があったことから、前者は脇本陣大黒屋弥助家を、後者は相本陣であった田中九蔵家をそれぞれ借り受けて勤めたということです。

また、天保5年8月5日の松平石見守の御通りに際しての注記には、もともとこの通行は七左衛門本陣が御定本陣として指定されて

いましたが、寛政8年(1796)の通行の際に、先触れ役人の手違いで七左衛門本陣を誤って九蔵本陣と指定し、泊まったため、一度の例によって種々因縁を申し立て、七左衛門と九蔵が格番で宿を勤めるようになったとみえています。

天保8年6月7日、守山赤野井御坊の講中が、京都西本願寺からの帰りに、草津での昼休みの予定で、七左衛門本陣では早朝より表に陣幕を張り準備を進めていましたが、九蔵がわざわざ京都の本山まで出向き、九蔵本陣での休憩を取り付けてきました。そのときの話では、一行は九蔵宅で休憩ののち、七左衛門宅でも休憩するということでしたが、早朝から準備した陣幕まではずし、九蔵宅へ持っていました。結局は、昼になって九蔵本陣で休憩。そして七左衛門本陣は素通りということでした。記録には「何分理不尽」と記していますが、七左衛門の憤慨するのは当然のことでしょう。これと類似した例では、長州毛利蔵主の天保7年10月の御休の場合、七左衛門本陣が御定本陣となっていましたが、九蔵が伏見や大津あたりまで出向いて、あれやこれやと申し立て、同じ田中姓で



大　福　帳

あることから、毛利家では間違えて九蔵家に御休を申し付けました。あとで、七左衛門は毛利家に対して振り替えを願いましたが、すでに九蔵家に申し付けてしまったので、今回は九蔵宅で休憩、次回からは七左衛門に申し付けるという約束を取り付けています。

さらに、天保5年8月の松平石見守の例では、もともと七左衛門家が御定本陣でありました。しかし事前に宿の手配をする先触れ役人が、寛政8年(1796)の通行に際して、草津での宿を間違って九蔵家に指定しました。そこで、そのときの関係を申し立て、上りの通行が七左衛門本陣、下りの通行が九蔵本陣という格番で勤めるという例もあります。

また、天保6年7月の小笠原能登守の例を見ると、九蔵が休憩と宿泊とでは格番にならないと主張し、昨年九蔵が御休を勤めたにもかかわらず、この時も九蔵が宿泊を勤めたということです。ほかにも、天保12年の宮家の通行では、七左衛門が京都まで出向き由緒書を差し出して当家で休泊してもらえるようセールスを始めました。しかし、九蔵の側でも親類の娘が聖護院宮の里方にあたる伏見宮家に奉公に出ており、その縁からすでに九蔵家

の宿泊が決まっていることがわかりました。

こうした七左衛門家が苦渋を飲まされた記録が見えるのに対し、天保5年8月の大坂城代引渡・花房志摩守の例では、たまたま下りの宿泊に九蔵家で泊り、種々申し立てて以後も九蔵での休泊を願いましたが、その際に先例や因縁を調べたところ、花房家と九蔵本陣は何のかかわりもないことが判明し、以後は七左衛門本陣での休泊となつたようです。天保8年の近衛内大臣の御小休では、すでに「此方」すなわち七左衛門に休憩が決まっていたにもかかわらず、九蔵が前泊地である守山宿まで出向いて横取りをしようとしていますが、近衛内大臣の方では「田中七左衛門江御定本陣」が決まっているのでとりあわず、「如何様申候而者繰替相成不申」として変更を認めませんでした。これら2件は休泊する側の意思がはっきりしており、このような例ばかりですと、トラブルはおこらないのでしょうか。

#### 本陣の休泊事情

今までの例は、大福帳の中に記された一例です。草津宿にあった2軒の本陣は、休泊をめぐってさまざまな営業努力があったようです。ここに記されたメモ書きは、七左衛門本陣に残る資料ですから、当然自家の言い分を書きとどめていますが、実にさまざまなトラブルがうかがえます。草津宿にあった2軒の本陣が、ここで紹介したように、前泊地までも出向いて休泊を取り付けたり、休泊の際に因縁を申し付けて休泊を取り付けたりするには、本陣にとってどのような利点があったのでしょうか。

まず、本陣での休泊に際して、休泊する大名の定まった休泊料はなく、下賜金などによ賄われていたようです。ただし、随行する従者たちの旅籠料については支払われていたことが大福帳に記されています。しかしながら、大名の休泊によって本陣が得る収入は、決して十分なものとはいえず、ではこのようなわずかな関係を申し立て、自家での休泊を願い、

「大福帳」の記載にみえるような争奪戦が繰り広げられる裏には、休泊者である大名などの関係を誇示し、御定本陣としていざという時の支援を得るためにあったのではないでしょうか。

九蔵本陣では、文化8年(1811)の史料に、火災や水害による再建後の借財が嵩み、九蔵本陣を御定本陣とする讃岐高松藩へ金50両の借財を願ったことが記されています。さらに、九蔵は、嘉永元年(1848)の「膳所藩郡方日記」に、本陣の修繕費を大名たちに出資してもらうため、江戸まで出向き、諸大名家に頼んでまわったことが綴られています。

このように、大名など自らの本陣へ休泊を取り付けることは、その場限りのことではなく、むしろ普段の本陣運営および維持管理に支援を得るための活動であったといえるでしょう。ここで紹介しました「大福帳」の記載のメモ書きは、七左衛門の本陣運営にかかわり、先例がどのようなものであったかを示す覚えあるとともに、維持管理にかかわり、大名家など休泊者との関係を示すメモであったといえるのです。

以上、草津宿の本陣に残る資料から、休泊のトラブルにかかわる記事を紹介しました。この「大福帳」もそうですが、本陣での休泊の実態は、まだまだ解明されていない部分が多くあると思います。最初に触れました「宿札」とともに、これらの資料の分析によりまして、草津宿の解明がより一層進むこと思います。

滋賀文化財教室シリーズ No.162号

発行年月日 1996年12月2日  
編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会  
〒520-21 大津市瀬田南大萱町1732-2  
TEL(0775)48-9780 FAX(0775)43-1525